

都城市マニフェスト評価に関する指針

平成20年7月4日

平成21年5月22日改正

平成26年7月1日改正

(目的)

第1条 マニフェスト達成に向け市が取り組む事業等に関して、都城市マニフェスト評価委員会（以下「委員会」という。）が実施する評価に際し、第三者からの視点を確保し、評価の透明性及び客観性を向上させるため、都城市マニフェスト評価に関する指針（以下「指針」という。）を定める。

(評価の視点及び方法)

第2条 この指針において定める評価の視点は以下によるものとする。

- ① マニフェスト達成のための到達度の視点
- ② マニフェスト達成のための貢献度の視点
- ③ 成果目標・社会情勢等による難易度の視点

(評価の方法)

第3条 評価の方法は、前条についての配点の内訳をあらかじめ委員に示し、100点満点で、マニフェストに記載された項目ごとに評価する。

2 評価の視点ごとの配点は、別表第1によるものとする。

3 委員は、様式第1号により、それぞれについて評価する。

(評価の公表)

第4条 評価結果は、委員の評価点数の平均点を委員会の評価結果として、公表するものとする。

附 則

この指針は、公表の日から施行する。

別表第1

評 価 の 視 点		配点
① 到 達 度	マニフェスト達成のための到達度の視点	60
② 貢 献 度	マニフェスト達成のための貢献度の視点	30
③ 難 易 度	成果目標・社会情勢等による難易度の視点	10
合 計 （ 100 点 満 点 ）		100